

令和2年6月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

6月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第 23 号	八戸市学校給食審議会委員の委嘱について	1
議案第 24 号	八戸市史跡根城跡整備活用検討委員会委員の委嘱について	3
議案第 25 号	八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について	5
議案第 26 号	八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	9
議案第 27 号	令和 3 年度使用小学校用教科用図書採択について	13

議案第23号

八戸市学校給食審議会委員の委嘱について
八戸市学校給食審議会委員に別紙の者を委嘱する。

令和2年6月29日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理 由

委員の辞任に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

氏 名	推薦団体（役職等）
まつはし じゅんこ 松橋 淳子	八戸市小学校長会（八戸市立轟木小学校長）
のりまつ ともひろ 乗松 朋博	八戸市小学校長会（八戸市立南郷小学校長）
か せ たかし 嘉瀬 卓	八戸市中学校長会（八戸市立第二中学校長）

任期は、令和2年7月1日から令和3年6月30日までとする。

議案第24号

八戸市史跡根城跡整備活用検討委員会委員の委嘱について
八戸市史跡根城跡整備活用検討委員会委員に別紙の者を委嘱する。

令和2年6月29日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理 由

委員の任期満了に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

氏 名	所 属 等
くどう たけひさ 工藤 竹久	青森県文化財審議委員
きたの ひろし 北野 博司	東北芸術工科大学 教授
くまがい りゅうじ 熊谷 隆次	八戸市文化財審議委員
くらはら むねたか 倉原 宗孝	岩手県立大学 教授
みやの のりひこ 宮野 則彦	日本大学生物資源科学部 准教授
やなぎや つよし 柳谷 強	根城地区連合町内会長

任期は、令和2年7月1日から令和4年6月30日までとする。

議案第25号

八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について
八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和2年6月29日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理 由

県費負担教職員のサービスの監督、勤務時間等に関する技術的な基準の一部改正及び新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業措置に係る授業時数確保に伴い、規定の整備をするためのものである。

八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則（昭和39年八戸市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項を次のように改める。

- 2 校長の5日以上にわたる県外出張は、あらかじめ教育長に届け出なければならない。

第26条を次のように改める。

（私事旅行）

第26条 校長は、私事により8日以上にわたって外国へ旅行する場合には、あらかじめ行先、日程等を記載した書面により、教育長に届け出なければならない。

附則第1項に見出しとして「(施行期日等)」を付する。

附則第2項に見出しとして「(八戸市立小中学校管理規則等の廃止)」を付する。

附則に次の1項を加える。

（令和2年度における休業日に関する特例）

- 4 令和2年度における休業日に係る第3条第1項の規定の適用については、同項第4号中「7月22日から8月21日まで」とあるのは「7月23日から8月19日（中学校にあっては、8月17日）まで」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○八戸市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(出張) 第25条 校長は、職員に出張を命ずることができる。 2 校長の5日以上にわたる県外出張は、あらかじめ教育長に届け出なければならぬ。</p> <p>(私事旅行) 第26条 校長は、私事により8日以上にわたって外国へ旅行する場合には、あらかじめ行先、日程等を記載した書面により、教育長に届け出なければならぬ。</p> <p>附 則 (施行期日等) 1 (略) (八戸市立小中学校管理規則等の廃止) 2 (略) (南郷村の編入に伴う経過措置) 3 (略) (令和2年度における休業日に関する特例) 4 令和2年度における休業日に係る第3条第1項の規定の適用については、同項第4号中「7月22日から8月21日まで」とあるのは、「7月23日から8月19日(中学校にあっては、8月17日)まで」とする。</p>	<p>(出張) 第25条 校長は、職員に出張を命ずることができる。 2 前項の場合において、校長の県外出張又は5日以上にわたる出張及び所属職員の7日以上にわたる出張は、あらかじめ教育長に届け出なければならぬ。</p> <p>(私事旅行) 第26条 職員は、私事により5日以上にわたって旅行する場合には、あらかじめ用務地及び日程を記載のうえ、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に届け出なければならぬ。</p> <p>附 則 1 (略) 2 (略) (南郷村の編入に伴う経過措置) 3 (略)</p>

議案第26号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和2年6月29日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額が定められたことに伴い、年齢階層ごとの補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を改めるためのものである。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和37年八戸市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

	「		「				
		5,484円	13,285円		5,543円	13,342円	
		6,010円	14,249円		6,051円	14,157円	
		6,389円	17,285円		6,475円	17,104円	
		6,760円	19,052円		6,783円	19,320円	
		7,042円	21,399円		7,031円	21,235円	
別表第1中		7,086円	23,304円	を	7,086円	23,266円	に改める。
		6,913円	25,232円		6,995円	25,503円	
		6,424円	24,797円		6,543円	25,515円	
		5,221円	19,769円		5,315円	20,511円	
		3,960円	14,997円		3,970円	14,980円	
		3,960円	13,285円		3,970円	13,342円	
	」		」				

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき理由が生じた長期療養者の休業補償並びに傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）並びに同日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金等で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用する。
- 3 令和2年4月1日以後この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに支給すべき理由が生じた長期療養者の休業補償及び傷病補償年金等並びに令和2年3月31日以前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金等で令和2年4月1日から施行日の前日までの期間について支給すべきものの補償基礎額の適用については、改正後の別表第1の規定中「7,031円」とあるのは「7,042円」と、「14,157円」とあるのは「14,249円」と、「17,104円」とあるのは「17,285円」と、「21,235円」とあるのは「21,399円」と、「23,266円」とあるのは「23,304円」と、「14,980円」とあるのは「14,997円」とする。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後				改正前			
別表第1 (第1条の2関係)				別表第1 (第1条の2関係)			
年齢階層	最低限度額	最高限度額		年齢階層	最低限度額	最高限度額	
25歳未満	5,543円	13,342円		25歳未満	5,484円	13,285円	
25歳以上30歳未満	6,051円	14,157円		25歳以上30歳未満	6,010円	14,249円	
30歳以上35歳未満	6,475円	17,104円		30歳以上35歳未満	6,389円	17,285円	
35歳以上40歳未満	6,783円	19,320円		35歳以上40歳未満	6,760円	19,052円	
40歳以上45歳未満	7,031円	21,235円		40歳以上45歳未満	7,042円	21,399円	
45歳以上50歳未満	7,086円	23,266円		45歳以上50歳未満	7,086円	23,304円	
50歳以上55歳未満	6,995円	25,503円		50歳以上55歳未満	6,913円	25,232円	
55歳以上60歳未満	6,543円	25,515円		55歳以上60歳未満	6,424円	24,797円	
60歳以上65歳未満	5,315円	20,511円		60歳以上65歳未満	5,221円	19,769円	
65歳以上70歳未満	3,970円	14,980円		65歳以上70歳未満	3,960円	14,997円	
70歳以上	3,970円	13,342円		70歳以上	3,960円	13,285円	

議案第27号

令和3年度使用小学校用教科用図書の採択について
令和3年度使用小学校用教科用図書を次のとおり採択する。

令和2年6月29日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理 由

令和3年度使用小学校用教科用図書を採択するためのものである。

種 目	発 行 者	教科用図書名
国 語	光村図書	国 語
書 写	光村図書	書 写
社 会	東京書籍	新しい社会
地 図	帝国書院	楽しく学ぶ 小学生の地図帳
算 数	啓 林 館	わくわく算数
理 科	東京書籍	新しい理科
生 活	東京書籍	新しい生活
音 楽	教育出版	小学音楽 音楽のおくりもの
図 工	日本文教出版	図画工作
家 庭	開 隆 堂	小学校 わたしたちの家庭科
保 健	東京書籍	新しい保健
外 国 語	東京書籍	NEW HORIZON Elementary
道 徳	光文書院	小学道徳 ゆたかな心

